

回 答

団体名（一般財団法人大阪府視覚障害者福祉協会）

（要望項目）

7 障害者スポーツ振興のため、各市町村のスポーツ施設に障害者スポーツ用具の整備がはかられるよう、府から市町村にはたらきかけてください。

（回答）

- 大阪府においては、第3次大阪府スポーツ推進計画において、障がい者スポーツを推進することとし、障がい者スポーツの拠点となる施設の運営・利用促進とともに、スポーツへの理解と関心を高められるよう、パラリンピアンへの派遣、施設情報の見える化、府内学校や民間企業への障がい者スポーツの出前事業等を行っております。
- さらに、学校や施設等に対し、競技用車いすなどのパラスポーツ備品の貸し出しも行っており、こうした取り組みを通じて障がい者スポーツの理解促進に取り組んでおります。
- 市町村においては、市町村のスポーツ推進計画に基づき、障がい者スポーツの推進に取り組んでいると考えていますが、市町村のスポーツ施設において、障がい者スポーツ用具の整備がはかられるよう、機会をとらまえてはたらきかけていきます。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 自立支援課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（ 一般財団法人大阪府視覚障害者福祉協会 ）

（要望項目）

8 障害者差別解消法の趣旨を徹底するため、府が制定したガイドラインが実効性を発揮するよう努めてください。

- （1）市町村とも連携して、より一層積極的かつ効果的に、合理的配慮の義務化及び必要性について府民（事業者を含む。）への啓発を行ってください。
- （2）大阪府や市町村の職員対応等の運用に当たっては、視覚障害者への正しい理解の徹底をはかり（対応マニュアル作成等）、職員による代読、代筆をはじめ、視覚障害者が不自由しない窓口対応に努めてください。
- （3）小売店舗、飲食店、医療機関を始めとしたすべての事業所で、視覚障害者に対する誘導や情報提供を行うよう働きかけてください。また、視覚障害者はスーパーのセルフレジや飲食店のタッチパネルなど画面上の操作が困難であることへの理解を深め、有人レジの設置や必要時に操作の支援が得られるよう、働きかけてください。

（回答）

- （1）大阪府では障がい者差別解消条例を改正し、令和3年4月より事業者による合理的配慮の提供を義務化したことに伴い、事業者を含め府民に対する周知・啓発に努めてまいりました。
また、国においても事業者による合理的配慮の提供が令和6年4月より義務化されており、啓発の重要性はより増していると認識しております。
これまで大阪府では障がい理解ハンドブックや障がい者差別解消ガイドラインを用いて、法令や合理的配慮の提供などについて市町村とも連携し、周知啓発に努めてまいりました。さらに昨年度は事業者や市町村職員に向けた研修を行い、市民や事業者への周知啓発を働きかけたところです。
引き続き、市町村をはじめとする関係機関とも連携して、広く啓発に取り組んでまいります。
- （2）大阪府では、任命権者ごとに職員対応要領を定めており、「職員対応に係る留意事項」の中で「合理的配慮に当たり得る意思疎通の配慮の具体例」として「本人の依頼がある場合には、代筆や代読といった配慮を行う」等の記載をしております。

今後とも、府職員に対して障がい特性や合理的配慮に関する認識を徹底し、適切に対応できるよう、対応要領に加え、障がい特性を紹介した「障がい理解ハンドブック」や合理的配慮の例を記載した「大阪府障がい者差別解消ガイドライン」などを活用した職員研修の実施に取り組んでまいります。

(3) 大阪府では、「大阪府障がい者差別解消ガイドライン」に、障がいのある人に対する情報保障の配慮姿勢や対応例を盛り込むとともに、合理的配慮の提供に関して、「視覚障がいのある人等への介添え」や「タッチパネル操作が困難な顧客への声かけ、操作の代行」等の具体的な事例を掲載しています。

それぞれの事業者における障がい理解が深まり、各場面に応じて必要な配慮を考えることができるよう、今後とも、具体的な事例も含めたガイドラインの周知・普及に努めてまいります。

(回答部局課名)

(1) から (3) 福祉部 障がい福祉室 障がい福祉企画課

(2) 大阪府部分のみ：総務部 人事課、教育庁 教育総務企画課
教育庁 教職員室 教職員人事課、大阪府警察本部

(3) 健康医療部 保健医療室 保健医療企画課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（ 一般財団法人大阪府視覚障害者福祉協会 ）

（要望項目）

10 同行援護事業について

- （1）ガイドヘルパーが、不足しています。居宅介護ヘルパーとの競合が解消されるよう、報酬改善等を含めた制度上の課題改善を国に要望するとともに、ガイドヘルパーが充足されるよう努めてください。

（回答）

- ガイドヘルパーについては、昨年度、貴団体との意見交換においても、ご意見をいただいております。
- また、第5次大阪府障がい者計画の策定の際には、貴協会からも委員にご参画いただきました「第5次大阪府障がい者計画策定検討部会」及び「大阪府障がい者施策推進協議会」において、サービスの担い手の確保・育成などの課題を含め、ご議論いただいております。当該計画において、「障がい福祉分野への参入促進による人材確保」、「障がい福祉サービス従事者の処遇改善・就業環境整備」、「介護・福祉人材の「量」と「質」の確保に向けた総合的な取り組み」、「ホームヘルパー・ガイドヘルパー等の養成」など取り組みを進めていくこととしております。
- また、令和5年3月策定された大阪府介護・福祉人材確保戦略2023の方向性に沿って、障がい福祉人材の確保に努めてまいります。
- これまでより、従業者の報酬額等について必要な改善を図るよう、国に要望してきたところであり、今後も引き続き、同行援護従事者の報酬改善について、要望してまいります。

（回答部局課名）

福祉部 地域福祉推進室 福祉人材・法人指導課
 福祉部 障がい福祉室 障がい福祉企画課
 福祉部 障がい福祉室 地域生活支援課
 福祉部 障がい福祉室 生活基盤推進課（下線部について回答）

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（ 一般財団法人大阪府視覚障害者福祉協会 ）

（要望項目）

10 同行援護事業について

（2）視覚障害者が居住地で不自由なくサービスが受けられるよう、事業所の実態を十分に調査し、必要な指導・監督を実施してください。

（回答）

- 同行援護を含む障がい福祉サービスは、利用者の方々の生活に欠かせないものであり、サービスが適正に提供されることが重要と考えております。
- 指定障がい福祉サービス事業所について、大阪府条例等に基づき適正に運営されるよう、全事業者に対する集団指導（年1回）のほか、個別の事業者に対する運営指導（随時）を実施しております。
- 運営指導では、関係書類等により事業所の運営状況等を確認し改善すべき内容があれば、文書指導等を行っております。
- 今後とも、各障がい福祉サービス事業者に対し、基準等を遵守し、適正なサービス提供を行うよう、市町村とも連携しながら指導してまいります。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 生活基盤推進課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（ 一般財団法人大阪府視覚障害者福祉協会 ）

（要望項目）

10 同行援護事業について

(3) 同行援護従事者養成研修を実施している事業所に対し、カリキュラムを忠実に実施するよう必要な指導、監督をしてください。

（回答）

- 大阪府が指定した、同行援護従事者養成研修実施事業者につきましては、大阪府同行援護従業者養成研修事業実施要領に定める研修が健全かつ円滑に実施されるよう、各事業者から研修終了後に提出される実績報告書等により確認・点検を行っています。また、必要に応じて実地調査等を通じた助言及び指導を実施しています。
- 今後とも研修事業者の質が確保されるよう、研修事業者の適切な指導・助言に努めて参ります。

（回答部局課名）

福祉部 地域福祉推進室 福祉人材・法人指導課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（ 一般財団法人大阪府視覚障害者福祉協会 ）

（要望項目）

10 同行援護事業について

（４）通勤、通学にも利用できるよう国に要望してください。また、通院に利用できること等、制度の趣旨を市町村に周知、働きかけてください。

（回答）

- 同行援護については、国報酬告示により「通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出を除く」と示されています。
- 通勤における移動支援については、令和3年度に「雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業」が地域生活支援促進事業費補助金の市町村事業の対象とされましたが、障害者の就労機会の拡大、社会参加を促進することは、本来、ナショナルミニマムで実施すべき性質のものであることから個別給付化の検討を行うよう国に要望しているところです。また、通学における移動支援についても、支援を行うべき主体を明確にすることや福祉政策として実施する部分については同様に、個別給付化について検討を行うよう国に要望しているところです。
- また、通院の介助は、同行援護により行うことも可能であり、これと居宅介護における通院等介助の利用に優先関係は無く、利用者の利用目的や実状にあわせて支給決定をすることとされています。
- 今後とも、サービスを必要とする障がい者に適切に提供されるよう市町村に働きかけてまいります。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 障がい福祉企画課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（ 一般財団法人大阪府視覚障害者福祉協会 ）

（要望項目）

10 同行援護事業について

（5）「雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業」について、市町村に十分周知するとともに、実施を強く働きかけてください。また、同行援護事業者に対しても、積極的に情報提供してください。

（回答）

- 本事業については、令和3年度に国において、地域生活支援促進事業として個別事業化されているところであり、今後ともサービスを必要とする障がい者に適切に提供されるよう市町村に働きかけてまいります。
- 大阪府としては、重度障がい者等の就労中における介助については、本来ナショナルミニマムで実施する性質のものであり、自治体に過度な負担が生じることのないよう全国一律の制度として法定給付化されることが望ましいと考えられるため、財源は国の責任において確実に措置するよう、引き続き国に働きかけてまいります。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 自立支援課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（ 一般財団法人大阪府視覚障害者福祉協会 ）

（要望項目）

10 同行援護事業について

（6）市町村民税課税世帯に対して課される同行援護サービス利用の負担金を軽減・廃止するよう国に働きかけてください。

（回答）

- 利用者負担につきましては、累次の制度改正を経て、現在では生活保護世帯及び市町村民税非課税世帯における利用者負担は無料となっており、課税世帯についても、家計の負担能力等により負担上限月額を設定するなどの措置が取られています。
- 障害者総合支援法に基づく支援制度が、全ての障がい者にとって地域で安心して暮らすことができるものとなるよう、法の円滑かつ適正な運用・推進するとともに、利用者負担上限月額の適切な認定等について、市町村への助言を適宜行ってまいります。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 障がい福祉企画課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（ 一般財団法人大阪府視覚障害者福祉協会 ）

（要望項目）

10 同行援護事業について

（7）交通不便地における同行援護従業者の車の利用が認められるよう国に働きかけてください。

（回答）

- 車両等の運転者は、道路交通法第 70 条に規定されている安全運転の義務があることから、運転時間中における介助は想定されていません。したがって、運転中は障がい福祉サービスが提供できないことから、報酬算定の対象にはなりません。
- また、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項についての居宅介護の通院等介助においても、「移送行為そのもの、すなわち運転時間中は当該所定単位数の算定対象ではなく、移送に係る経費（運賃）は評価しない。」とされています。
- なお、他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して旅客を運送する事業は、道路運送法における許可等が必要になります。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 障がい福祉企画課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（ 一般財団法人大阪府視覚障害者福祉協会 ）

（要望項目）

12 ホームヘルパー養成課程やケアマネージャー養成研修のプログラムにおける視覚障害者の理解や、移動支援、代筆、代読等の技術習得科目を充実してください。

（回答）

- ホームヘルパーの養成につきましては、大阪府介護職員初任者研修、大阪府重度訪問介護従業者養成研修及び大阪府同行援護従業者養成研修等の、事業者の指定を行い実施しております。視覚障がい者の理解や移動支援技術の習得につきましては、養成研修の内容を定めた国の通知を受けて、府としてそれぞれの研修の実施要領において規定しているところです。
- とりわけ研修を実施する際には、視覚障がいをはじめとする障がい特性の理解を進めるとともに、演習においても障がい特性を踏まえた内容で実施することにより、視覚障がい者の移動支援の技術向上に努めていただくよう、指定申請等の際に養成研修事業者に周知するとともに、実地調査等を通じても、適切に助言・指導しているところです。
- あわせて、高齢介護室が作成した『介護のこころえ（障がいのある方への配慮について）』を各研修事業者に配布して活用を働きかけるとともに、コミュニケーションを大切にすることを配慮の基本とし、必要に応じて代筆・代読等を含むコミュニケーション手段に配慮するよう、周知しています。
- さらに、障がい福祉室が作成した『医療機関等における障がい者配慮ガイドブック』についても各研修事業者に周知し、障がい種別の特性・配慮を踏まえた講義・演習内容の充実にも努めるよう、助言・指導しております。

（回答部局課名）

福祉部 地域福祉推進室 福祉人材・法人指導課（下線部について回答）

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（ 一般財団法人大阪府視覚障害者福祉協会 ）

（要望項目）

12 ホームヘルパー養成課程やケアマネージャー養成研修のプログラムにおける視覚障害者の理解や、移動支援、代筆、代読等の技術習得科目を充実してください。

（回答）

- 介護支援専門員（ケアマネジャー）は、いろいろな心身の状況の高齢者に接することから、介護保険制度以外に、
 - ・生活支援サービスの知識
 - ・障がいに関する知識
 - ・医療に関する知識
 - ・人格の尊重及び権利擁護 など、
 高齢者に関するさまざまな事柄について理解をしておく必要があります。
- このような観点から、国の要綱で定められている介護支援専門員の研修カリキュラムとして、いわゆるケアプランを作成するという技術的な内容に加えて、障がい者施策に係る多様な知識を習得するための講義を実施しており、さらに府独自の科目として、障害者総合支援法に関する講義を行っております。
- 研修時には、貴協会にもご協力いただき作成した、「障がい者の介護保険利用について」（抜粋）や障害者差別解消法・障がい者手帳の交付・障害福祉サービスの利用等に関する資料を活用し、視覚障がい者をはじめ、障がい福祉サービスへの理解を深めるよう努めています。
- 今後とも、研修の充実に努めてまいります。

（回答部局課名）

福祉部 高齢介護室 介護事業者課（下線部について回答）

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（一般財団法人大阪府視覚障害者福祉協会）

（要望項目）

13 地域生活支援事業の代読・代筆サービスの普及について市町村に働きかけてください。

（回答）

○ 国が定める地域生活支援事業実施要綱において、手話通訳者等を派遣する事業などと合わせて、意思疎通支援事業の内容として示されている代読・代筆による支援事業については、障害者総合支援法第 77 条において、市町村の地域生活支援事業の一つとして位置づけられております。

しかしながら、大阪府内の市町村において、取組みが進んでいないのが実情です。

○ 大阪府といたしましては、市町村ヒアリング等を通じて、市町村に対して当該事業への取組みについて働きかけてまいります。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 自立支援課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（ 一般財団法人大阪府視覚障害者福祉協会 ）

（要望項目）

14 障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法を推進してください。

（回答）

- 令和4年5月に施行された障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法は、全ての障がい者が、あらゆる分野の活動に参加するためには、情報の十分な取得利用・円滑な意思疎通が極めて重要であることに鑑み、障がい者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進し、共生社会の実現に資することを目的としています。
- 大阪府では、これまでも第5次大阪府障がい者計画において、十分な情報・コミュニケーションを確保することを施策の推進方向として定め、取り組みを進めてまいりました。
- 昨年度、当該計画を改定する際には、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の趣旨を踏まえ、先進技術の活用による意思疎通支援や情報保障の充実など、情報アクセシビリティの確保・充実について盛り込んでいます。
- 障がい特性や年齢に対応した意思疎通支援や障がいのある人と障がいのない人との情報格差の解消など、引き続き、障がい者の情報保障・アクセシビリティの確保に努めてまいります。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 障がい福祉企画課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（ 一般財団法人大阪府視覚障害者福祉協会 ）

（要望項目）

16 視覚障害者を対象としたパソコンについての日常的な利用（情報収集、意思疎通ほか）について訓練の機会が得られるよう支援してください。

（回答）

- 大阪府立福祉情報コミュニケーションセンターでは、視覚障がい者家庭訪問指導事業を実施しており、パソコンの日常的な利用については家庭に指導員を派遣するなどして支援を実施しております。
- また、大阪府 II ステーションでは、「大阪府障がい者 II サポーター」を養成し、市町村（地域活動支援センター等の福祉施設を含む）開催の II 講習会に無料で派遣し、パソコン入門講座などを実施しております。
- さらに、障がい者の方がパソコンやタブレット等の ICT 機器を操作しやすくするための支援機器やソフトの相談支援、展示を行っております。
- 今後、視覚障がい者を対象とした、日常的な利用のための講座（タブレット講習会）等も検討してまいります。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 自立支援課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（ 一般財団法人大阪府視覚障害者福祉協会 ）

（要望項目）

19 視覚障害高齢者が、住みなれた地域で生きがいを持って生活できる施策を充実してください。

（回答）

- 全ての高齢者が、住み慣れた地域において、心身ともに健康で生きがいを持って生活できるよう、市町村において、介護予防や高齢者の社会参加の場づくりに取り組んでいるところです。大阪府では、こうした市町村の取組を推進するため、専門職による支援体制の構築や地域の支え合い活動の創出支援などを行っております。
- 障がいのある高齢者におかれては、行政では把握しきれない状況もあると存じますので、今後とも、貴協会のご意見もお聞きしながら、全ての高齢者が、住み慣れた地域で生きがいを持って安心して暮らし続けることができるよう施策を推進してまいります。

（回答部局課名）

福祉部 高齢介護室 介護支援課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（ 一般財団法人大阪府視覚障害者福祉協会 ）

（要望項目）

20 補装具、日常生活用具の支給基準額を実態に合わせて引き上げるよう国に要望してください。また、対象品目や支給条件について、当事者のニーズに対応するよう市町村に働きかけてください。

（回答）

■補装具

- 補装具の支給基準額については、障害者総合支援法の規定に基づく「補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準」によって定められ、国の補装具費の基準額に係る実態調査の結果を踏まえ、毎年改定されています。
- また、「補装具支給事務取扱指針」において、市町村は補装具費の支給にあたっては、「身体障害者・児の身体の状態、性別、年齢、職業、教育、生活環境等の諸条件を考慮して行うものとする。なお、その際、身体障害児については、心身の発育過程の特殊性を十分考慮する必要がある」と規定されており、実施主体である市町村は当該取扱指針等に基づき、補装具支給事務を実施しています。
- 大阪府といたしましては、補装具の対象種目や支給条件が障がい者の方のニーズに沿ったものとなるよう国への要望を行っており、実施主体である市町村には、障がい者自立相談支援センターが実施する研修や、市町村説明会等において、個々の障がい者等の実情に沿った対応を行うよう伝えるなど、今後も引き続き国及び市町村へ働きかけてまいります。

■日常生活用具

- 日常生活用具給付等事業は、障害者総合支援法における、市町村が実施する地域生活支援事業の一つであり、国の実施要領において「給付に当たって実施主体は、必要性や価格、家庭環境等をよく調査し、真に必要な者に適正な用具をより廉価な価格で購入し給付すること」として、当事者に必要な品目が適切に支給されるよう、示されているところです。

○ 大阪府といたしましては、実施主体である市町村が地域の特性や利用者の状況に応じ、柔軟な形態により事業を効果的・効率的に実施ができるよう、地域生活支援事業の財源の確保等について国への要望を行っており、市町村には、過去に国が定めた基準額等にとらわれることなく、ニーズや地域の実情に即した適切な品目や基準額等となるよう努めることを説明会等で伝えるなど、今後も引き続き国及び市町村に働きかけてまいります。

(回答部局課名)

福祉部 障がい福祉室 地域生活支援課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（ 一般財団法人大阪府視覚障害者福祉協会 ）

（要望項目）

22 障害者手帳のカード化について、府として積極的に進めるとともに、市町村にも働きかけてください。

（回答）

- 障がい者手帳のカード化については、一部の自治体において、カードの券面をプラスチック製にし、携帯性の向上に取り組まれている状況です。
- 府においては、令和元年度より府内市町村や近隣自治体と情報交換を行い、カード化の検討を進めてきたところではありますが、府としては令和3年度末に障がい者手帳の単なるプラスチックカード化を行わない方針にしました。
- 一方で、全国的に「マイナンバーカードと障がい者手帳の連携」が進められており、今後様々なデータとの連携が想定され、障がい者手帳交付データそのものの利活用方法が変わる可能性があります。
- 今後、国の動きを注視し、より利便性の高い手帳の形態について検証してまいります。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 地域生活支援課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（ 一般財団法人大阪府視覚障害者福祉協会 ）

（要望項目）

23 視覚障害者の職業自立を支援してください。

（2）介護保険施設等で視覚障害者機能訓練指導員がより多く雇用されるよう支援してください。

（回答）

○ 府においては、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）に対し、平成30年度の機能訓練指導員の資格要件に鍼灸師等が追加されて以降、介護報酬の個別機能訓練加算も活用し、積極的に視覚障がい者の雇用を進めていただくよう呼びかけており、令和6年度当初では、府所管の135施設中4施設で6名が雇用されております。

○ 視覚障がい者の機能訓練指導員としての採用は、障がい者の就労の機会を広げ、利用者へのサービスを向上するという観点からも、大変重要なことであると考えており、昨年度に引き続き、令和6年5月24日付で、各施設に「視覚障がい者あん摩マッサージ指圧師及び鍼灸師等の雇用に関する求人情報の提供」について依頼しており、雇用促進に向け、求人情報の収集にも努めております。

○ また、政令市及び中核市に対して、所管施設での視覚障がい者機能訓練指導員の雇用状況を照会したところ、大阪市において3施設3名、堺市において1施設1名、吹田市において1施設1名の方が雇用されていると回答がありました。政令市、中核市との意見交換の場において、積極的な雇用について働きかけるなど、引き続き、府として、視覚障がい者機能訓練指導員がより多く雇用されるよう努めてまいります。

（回答部局課名）

福祉部 高齢介護室 介護事業者課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（ 一般財団法人大阪府視覚障害者福祉協会 ）

（要望項目）

29 感染症等公衆衛生上の対策及び保健医療対策について

（2）視覚障害者が感染症に感染した場合でも、日常生活において必要最低限の買い物や、通院や入院や、ホテル療養等が安心してできるように配慮してください。

（下線部について回答）

- 障がい福祉サービス事業所等における感染対策は引き続き必要であることから、新型コロナウイルス感染症が事業所の経営に与える影響を適切に把握・評価し、必要に応じて特例的な措置の再開又は支援策を講じるよう国に要望してまいります。
- また、新たな感染症発生への対応等により通常と異なる状況下で障がい福祉サービス等を提供することとなった際に、感染拡大防止等への対応のために事業者に大きな負担が生じることから、令和6年度報酬改定により障害者支援施設等感染対策向上加算が設けられたところですが、対象となるサービスは施設入所支援と共同生活援助に限定されるため、他の障がい福祉サービスにおいても対象とするよう国に要望してまいります。
- 今後とも、サービスを必要とする方に適切なサービスが提供されるよう、市町村に働きかけてまいります。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 生活基盤推進課

福祉部 障がい福祉室 障がい福祉企画課（波線部）

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（一般財団法人大阪府視覚障害者福祉協会）

（要望項目）

29 感染症等公衆衛生上の対策及び保健医療対策について

（2）視覚障害者が感染症に感染した場合でも、日常生活において必要最低限の買い物や、通院や入院、ホテル療養等が安心してできるように配慮してください。

（回答）

- 府では、新型コロナ対応での経験を踏まえ、感染症法に基づき、医療機関等と協定を締結し、新興感染症の発生時等における病床・宿泊施設の確保や、発熱外来、自宅・宿泊療養者等への医療提供体制の確保を進めています。
- また、昨年度末に改定した大阪府感染症予防計画に基づき、新興感染症の発生時等においては、市町村等と連携し、外出自粛対象者に対する健康観察や生活支援等の体制を整備することとしております。
- 府として、新興感染症の発生時等に、府民の方が安心して医療にかかり、療養いただけるよう、平時から医療機関等との協定締結や大阪府感染症予防計画に基づいた取組を進めてまいります。

（回答部局課名）

健康医療部 保健医療室 感染症対策課（下線部について回答）

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（一般財団法人大阪府視覚障害者福祉協会）

（要望項目）

41 高速道路の通行料金の割引を、障害者団体が研修等で観光バスを利用している場合にも適用されるよう事業者働きかけてください。

（回答）

- 有料道路の障がい者割引制度は、通勤、通学、通院等の日常生活において、有料道路を利用される障がいのある方々の自立と社会参加を促進することを目的に、各道路会社が運用しているものです。
- 割引の適用にあたっては、1人1台に限って事前に車両を登録することが要件とされておりましたが、道路会社において、令和5年3月27日より、親族や知人等の所有する自家用車、レンタカー、タクシーなど、事前に登録した車両以外についても割引対象となるよう制度が改正されたところですが、対象となる自動車は自家用車等となっております。
- 大阪府としましては、観光バスへの適用については、現時点では国への働きかけ等の予定はありませんが、重度身体障害者の範囲を拡大するよう国へ要望を行っており、引き続き、対象者の範囲拡大について国に対し働きかけてまいります。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 自立支援課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。